

(仮称)水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業(以下、「本事業」という)を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI法」という。)第 6 条の規定により、特定事業として選定したので、同法第 8 条に規定する特定事業選定における客観的評価の結果を公表する。

平成 18 年 2 月 17 日

大阪府知事 齊藤 房江
箕面市長 藤沢 純一

特定事業の選定について

1. 事業名称

(仮称)水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業

2. 公共施設等の管理者等

大阪府知事 齊藤 房江
箕面市長 藤沢 純一

3. 事業目的

大阪府は、箕面北部丘陵地区において、特定土地地区画整理事業により、周辺の豊かな自然を活かし、世代を超えてだれもが生き生きと暮らせる長寿社会に対応したニュータウン(計画戸数 2,900 戸)を建設する「水と緑の健康都市建設事業」を進めている。現在、第1期エリアにおいて、都市基盤、地区センター、里山等の整備、維持管理、運営及び保留地処分支援業務を対象としたPFI事業(水と緑の健康都市第1期整備等事業)を実施しており、平成19年度の整備完了に向けて、手続きを進めている。

一方、箕面市は、止々呂美地区での新しいまちの開発に伴う児童・生徒数の増加に対応して、水と緑の健康都市内に、小中一貫校としての新設小中学校(止々呂美地区と水と緑の健康都市を併せた校区)を計画している。

水と緑の健康都市は、「緑」を1つのキーワードとして、「3つの共生 = 多世代共生都市・環境共生都市・地域共生都市」をその開発コンセプトとしているが、新設小中学校は既存の止々呂美地区と新しいまちの保護者や住民が集う、地域コミュニティの場としての役割が期待されている。

また、現在の止々呂美小学校・中学校は、同一校舎内にあり、これまでも運動会、文化祭等の学校行事や、総合学習、体験授業などにおいて、小中連携の取り組みが展開されてきたが、これらの止々呂美の良さを継承・発展させ、小中学校が同じ教育観のもとで、児童・生徒を継続して指導することにより教育効果を一層高め、より連続性のある教育活動や児童・生徒指導を可能にすることが、小中一貫校整備のねらいである。

小中一貫校の整備に当たっては、特定土地地区画整理事業の施行者である大阪府が、いわゆる「立替施行」により、箕面市に代わって当該施設整備を行うことを、大阪府・箕面市間で合意している。

本事業は、PFI法に基づくPFI事業として、大阪府が実施主体となる施設整備業務、箕面市が実施主体となる維持管理業務を一体的に民間事業者に委ねることで、財政負担の軽減と公共サービスの質的向上を図ることを目的とする。

4. 事業の概要

PFI事業者は以下の業務を行う。

(1) 施設整備業務

VE (Value Engineering) 提案に伴う設計変更業務

建設業務

工事監理業務

(2) 維持管理業務

建築物保守管理業務

建築設備保守管理業務

清掃及び外構等維持管理業務

安全管理業務

5. 事業方式

PFI事業者が本施設を整備し、府に所有権を移転した後、事業期間中における維持管理業務を行う方式(BTO方式)とする。

6. 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から、平成40年3月31日までとする。

事業契約締結	平成18年10月
VE提案に伴う設計変更及び建設	平成18年10月～平成20年2月
本施設の引渡し及び所有権の移転	平成20年2月末
本施設の供用開始	平成20年4月
維持管理期間	平成20年3月～平成40年3月

7. PFIにより実施することの評価

(1) 定量的評価

算定にあたっての前提条件

本事業について、府及び市が直接実施する場合とPFI事業として実施する場合について、財政負担額の評価を行うにあたり設定した前提条件及び算定方法は下表のとおりである。なお、これらの前提条件は府及び市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

項目	府及び市が自ら実施する場合	PFI方式により実施する場合
算定対象とする経費の主な内訳	工事監理費 建設費 維持管理費 など	工事監理費 建設費 維持管理費 割賦利息 租税公課 アドバイザー委託費 など
共通の条件	事業期間：平成18年度から平成39年度 インフレ率：0% 割引率：2% 施設規模：約9,500 m ²	
資金調達に関する事項	一般財源	自己資金 銀行借入金
建設、工事監理及び維持管理等に関する費用	市の積算基準、同種施設の実績等に基づき算定	府及び市が直接実施する場合に比べて、一括発注による効率化が図られ、事業者の創意工夫が発揮され、一定割合の縮減が実現するものとして算定

定量的評価の結果

PFI事業として実施する場合は、府及び市が自ら実施する場合に比べ、現在価値に換算して、事業期間中の市の財政負担額を約2%削減できると見込まれる。

(2) 定性的評価

本事業をPFI事業として実施する場合、以下のような定性的な効果が期待できる。

効率的な維持管理の実施

建設から維持管理までを一括してPFI事業者が行うことにより、業務ごとに発注する場合と比較し、維持管理段階までの効率化やコストの最小化を視野に入れた整備が可能となる。また、PFI事業者の専門性や創意工夫により、最適な維持管理サービスの提供が期待できる。

リスク分担の明確化による安定した事業運営

計画段階においてあらかじめ発生するリスクを想定し、その責任分担を府、市及びPFI事業者の間で明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可

能となり、業務の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。

財政支出の平準化

府及び市が自ら事業を実施した場合、施設整備段階で多額の財政負担が発生するのに対し、PFI事業として実施する場合は、維持管理期間を通じて平準化し、サービスの対価として毎年一定額を支払うこととなるため、財政支出を平準化することが可能となる。

(3) 総合的評価

PFI事業として実施することにより、定量的効果及び定性的効果が認められるため、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここにPFI法第6条の規定により特定事業として選定する。